

子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を応援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯(0歳～中学生)に対し、臨時特別給付金(一時金)を支給する

補正予算額 358,871,000円

1 支給要件

(1) 支給対象者 令和2年4月分の児童手当の受給者(約20,000世帯)

※令和2年4月分の特例給付の受給者(平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方)は支給対象者にはなりません。

(2) 対象児童 支給対象者の令和2年4月分の児童手当の対象となる児童

(約34,000人)

※上記のほか、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合も対象となります。

2 支給額 対象児童1人あたり1万円

3 支給方法 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)を受給している

口座に振り込みます

4 支給時期 6月(予定)

5 周知方法 HPにて周知 ※対象者の方へは別途案内を送付いたします。

6 その他

(1) 申請は不要です(公務員を除く)

(2) 受給を辞退する場合は、届け出が必要となります

新型コロナウイルス感染による臨時休園等に伴う認証保育所への支援事業

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症に対する国の緊急事態宣言発令を受け、認証保育所を登園しなかった分の保育料を認証保育所が保護者に返金した場合、東京都の制度を活用し、区から事業者に対してその費用相当額を補助する。

2. 実施期間

登園自粛の働きかけを園に依頼している期間（最長 6 月 30 日まで）

※感染症の発生状況により変更の可能性あり

3. 予算額

歳入予算 <補正額 77,160 千円>

東京都「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業」

補助率 1/2

歳出予算 <補正額 154,322 千円>

(参考)・都内認証保育所の平均保育料月額：66,000 円

・令和元年度の認証保育所運営費対象人数：866 名

4. スケジュール（予定）

令和 2 年度	5 月	臨時会 補正予算案審議
	5 月以降	保育料の返還状況を認証保育所に確認
	6 月以降	認証保育所に補助金支払い

新型コロナウイルス感染による臨時休園等に伴うベビーシッター利用支援事業

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染拡大に伴い保育所等が臨時休園等を行ったことにより、医療従事者等、社会生活を維持するうえで必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な者が、ベビーシッターの利用を余儀なくされた場合に、その費用の一部を補助する。

2. 補助方法

①償還払い方式（区市町村バウチャー型）

利用者がベビーシッター事業者に利用料を全額支払った後、利用料から 1 時間当たり 150 円を除いた額を、区より償還払いする（上限 2,250 円／時間）。

②助成券方式（ベビーシッター事業者連携型）

都が認定したベビーシッター事業者において利用できる助成券を利用者に交付することにより、1 時間当たり 150 円の利用者負担額で利用できる。区では対象者の認定、事業説明、助成券発行システムのアカウント発行申請受付等を行う。

※区の支払事務は生じない。

3. 実施期間

保育所等が臨時休園等を行う期間（最長 6 月 30 日まで）

※感染症の発生状況により変更の可能性あり

4. 予算額

歳入予算 <補正額 74,250 千円>

東京都「新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用支援事業（区市町村バウチャー型）」

補助率 10/10

歳出予算 <補正額 74,250 千円>

5. スケジュール（予定）

令和 2 年度 5 月 臨時会 補正予算案審議

ホームページにて周知

5～7 月 申請受付

7 月以降 支払い（償還払い）

学校休業中の就学援助対象者への在宅学習支援（昼食代支給）について

○支給の考え方

通常の就学援助費の給食費とは切り離し、学校臨時休業中の在宅学習支援として、昼食代を支給する。

○支給額

単価は1食500円とする。

期間は1月20回とし、4月・5月分とする。（20回×2月）

○支給対象者

令和元年度および令和2年度就学援助認定者とする。（要保護者を含む。）

- ・現2～9年については、令和元年度就学援助認定者に支給する。
- ・新1年については、新入学学用品費前倒し支給の認定者に支給する。

○支給時期

補正予算議決後、速やかに支給する。

- ・令和2年度の新規認定者については、令和2年7月（第一回支給）に支給する。
- ※令和元年度就学援助認定者および新入学学用品費前倒し支給の認定者については、転出者や私立学校入学者等を精査する。また、昨年度と振込口座が異なり振り込めない場合は別途対応する。

●補正予算額 81,280,000円

○就学援助費（準要保護）

1・2年	@500×20日×2月×	980人=	19,600,000	
3・4年	@500×20日×2月×	775人=	15,500,000	
5・6年	@500×20日×2月×	840人=	16,800,000	
7～9年	@500×20日×2月×1,	270人=	25,400,000	
			77,300,000	

○就学援助費（要保護）

1・2年	@500×20日×2月×	25人=	500,000	
3・4年	@500×20日×2月×	25人=	500,000	
5・6年	@500×20日×2月×	30人=	600,000	
7～9年	@500×20日×2月×	55人=	1,100,000	
			2,700,000	

○就学奨励費（通常、就学援助費の2分の1支給だが、特例で全額とする。）

1・2年	@500×20日×2月×	14人=	280,000	
3・4年	@500×20日×2月×	15人=	300,000	
5・6年	@500×20日×2月×	16人=	320,000	
7～9年	@500×20日×2月×	19人=	380,000	
			1,280,000	